

平成30年6月14日開催

第 33 回

新ひだか町農業委員会総会議事録

新ひだか町農業委員会

6. 会議の概要

事務局長	<p>それでは、ご案内の時間となりましたので、平成30年6月14日招集、第33回新ひだか町農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>なお本日の欠席者は、2番前川委員、6番見上委員の2名でありまして、それぞれ欠席の旨、通知がありましたので報告いたします。</p> <p>以上により、出席委員は23名中21名で、定足数に達しておりますので、農業委員会法第27条第3項及び新ひだか町農業委員会会議規則第8条により、本総会が成立していることを報告いたします。</p> <p>総会の開会にあたり、金森会長よりご挨拶をいただきます。</p>
会長	挨拶
事務局長	それでは、新ひだか町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっております。会長、よろしくお願いいたします。
議長	<p>これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員ですが議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	<p>それでは、議事録署名委員は、10番酒井委員、20番西村委員にお願いいたします。</p> <p>以上で日程第1を終わります。</p>
議長	次に日程第2の報告第1号、農地法第18条第6項の規定による解約通知についてを、議題といたします。事務局より報告第1号1番から5番の議案の朗読と説明をお願いします。
事務局	それでは、報告第1号の議案書をご覧下さい。農地法第18条第6項の規定による解約通知については5件です。議案書をもとに説明します。
事務局	【報告第1号1番から5番を議案書をもとに朗読】
議長	これより質疑に入ります。報告第1号1番から5番について、ご質問、ご意見ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。報告第1号1番から5番について、事務局の報告どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、報告第1号1番から5番は事務局の報告どおり承認することといたします。
議長	<p>ここで事務局より追加報告の申出がありましたので、許可します。</p> <p>なお、審議に入る前に、14番河合委員が新ひだか町農業委員会会議規則第13条の議事参与の制限にあたりますので、追加報告の審議が終了するまで退室をお願いします。</p> <p>(14番河合委員 退室)</p>
議長	報告第1号6番について議案の朗読と説明をお願いします。
事務局	それでは、報告第1号6番の議案書をご覧下さい。議案書をもとに説明します。
事務局	【報告第1号6番を議案書をもとに朗読】
議長	これより質疑に入ります。報告第1号6番について、何かご質問、ご意見ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。報告第1号6番について、事務局の報告どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)

議長	賛成多数ですので、報告第1号6番は事務局の報告どおり承認することといたします。
議長	審議が終了しましたので、14番河合委員の入室を認めます。 (14番河合委員 入室)
議長	次に報告第2号、現況確認についてを議題といたします。 事務局より報告第2号1番の議案の朗読と説明をお願いします。
事務局	それでは、報告第2号の議案書をご覧下さい。現況確認については1件です。 議案書をもとに説明します。
事務局	【報告第2号1番を議案書をもとに朗読】
事務局	順位1番ですが、申請地は牧草畑と隣接し農地と一体となり利用されている土地です。現況地目が宅地となっておりますが、この度、農地として地目整理するために願出がされました。 昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を地区担当農業委員に行っていただき、今後、営農利用することが明らかであることから、農地である旨の意見をいただいております。 以上、報告いたします。
議長	ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
14番	報告第2号1番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご意見、ご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	それでは、報告第2号1番について、事務局の報告どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、報告第2号1番は事務局の報告どおり承認することといたします。
議長	次に議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請についてを、議題といたします。 事務局より議案第1号1番の議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案第1号の議案書をご覧下さい。農地法第5条の規定による許可申請については2件です。議案書をもとに説明します。
事務局	【議案第1号1番を議案書をもとに朗読】
事務局	順位1番ですが、こちらは良好な農地にすることを目的とした砂利採取に伴う、一時転用の案件です。申請地は、農業公共投資後8年以内の農地には該当しないなど、農地法第5条第1項の転用申請について、転用不可の項目には該当しないため、やむを得ない転用であると考えます。 昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を地区担当農業委員に行っていただき、やむを得ない転用である旨の意見をいただいております。 以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
12番	議案第1号1番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。 (質問、意見なし)

議長	採決いたします。議案第1号1番について、これを許可相当との意見を付することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第1号1番はこれを許可相当との意見を付して、北海道農業会議へ諮問にかけ、北海道に進達することに決定いたします。
議長	次に、議案第1号2番の議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局	【議案第1号2番を議案書をもとに朗読】
事務局	順位2番ですが、農家住宅を新築するため申請が出されました。申請地は、営農管理上最適な場所が選定されています。また、営農に支障がないよう配慮もされています。 なお本案件は、農業公共投資後8年以内の農地には該当しないなど、農地法第5条第1項の転用申請について、転用不可の項目には該当しないため、やむを得ない転用であると思われます。 昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を地区担当農業委員に行っていたいただき、やむを得ない転用である旨の意見をいただいております。□ 以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
23番	議案第1号2番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。ありませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第1号2番について、これを許可相当との意見を付することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第1号2番はこれを許可相当との意見を付して、北海道農業会議へ諮問にかけ、北海道に進達することに決定いたします。
議長	次に議案第2号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを、議題といたします。 事務局より議案第2号1番の議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局	【議案第2号1番を議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、お手元にごございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の1ページに記載されていますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
21番	議案第2号1番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第2号1番の集積計画について、決定することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第2号1番の集積計画について決定といたします。

議長 次に事務局より、議案第2号2番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第2号2番を議案書をもとに朗読】

事務局 以上の計画要請の内容は、お手元にごございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の1ページに記載されていますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

21番 議案第2号2番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第2号2番の集積計画について、決定することに異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第2号2番の集積計画について決定いたします。

議長 次に事務局より、議案第2号3番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第2号3番を議案書をもとに朗読】

事務局 以上の計画要請の内容は、お手元にごございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の2ページに記載されていますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

18番 議案第2号3番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第2号3番の集積計画について、決定することに異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第2号3番の集積計画について決定いたします。

議長 次に事務局より、議案第2号4番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第2号4番を議案書をもとに朗読】

事務局 以上の計画要請の内容は、お手元にごございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の2ページに記載されていますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

7番 議案第2号4番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第2号4番の集積計画について、決定することに異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第2号4番の集積計画について決定いたします。

議長 次に事務局より、議案第2号5番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第2号5番を議案書をもとに朗読】

事務局 以上の計画要請の内容は、お手元にごございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の3ページに記載されていますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

14番 議案第2号5番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第2号5番の集積計画について、決定することに異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第2号5番の集積計画について決定いたします。

議長 次に事務局より、議案第2号6番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第2号6番を議案書をもとに朗読】

事務局 以上の計画要請の内容は、お手元にごございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の3ページに記載されていますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

7番 議案第2号6番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第2号6番の集積計画について、決定することに異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第2号6番の集積計画について決定いたします。

議長 次に事務局より、議案第2号7番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第2号7番を議案書をもとに朗読】

事務局 以上の計画要請の内容は、お手元にごございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の4ページに記載されていますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

7番 議案第2号7番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第2号7番の集積計画について、決定することに異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第2号7番の集積計画について決定いたします。

議長 次に事務局より、議案第2号8番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第2号8番を議案書をもとに朗読】

事務局 以上の計画要請の内容は、お手元にごございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の4ページに記載されていますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

7番 議案第2号8番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第2号8番の集積計画について、決定することに異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第2号8番の集積計画について決定いたします。

議長 次に事務局より、議案第2号9番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第2号9番を議案書をもとに朗読】

事務局 以上の計画要請の内容は、お手元にごございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の5ページに記載されていますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

14番 議案第2号9番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第2号9番の集積計画について、決定することに異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第2号9番の集積計画について決定いたします。

議長 次に事務局より、議案第2号10番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第2号10番を議案書をもとに朗読】

事務局 以上の計画要請の内容は、お手元にごございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の5ページに記載されていますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

7番 議案第2号10番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第2号10番の集積計画について、決定することに異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第2号10番の集積計画について決定いたします。

議長 次に事務局より、議案第2号11番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第2号11番を議案書をもとに朗読】

事務局 以上の計画要請の内容は、お手元にございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の6ページに記載されていますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

8番 議案第2号11番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第2号11番の集積計画について、決定することに異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第2号11番の集積計画について決定いたします。

議長 次に事務局より、議案第2号12番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第2号12番を議案書をもとに朗読】

事務局 以上の計画要請の内容は、お手元にございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の6ページに記載されていますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

5番 議案第2号12番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第2号12番の集積計画について、決定することに異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第2号12番の集積計画について決定いたします。

議長 次に事務局より、議案第2号13番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第2号13番を議案書をもとに朗読】

事務局 以上の計画要請の内容は、お手元にございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の7ページに記載されていますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

7番 議案第2号13番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第2号13番の集積計画について、決定することに異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第2号13番の集積計画について決定いたします。

議長 次に事務局より、議案第2号14番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第2号14番を議案書をもとに朗読】

事務局 以上の計画要請の内容は、お手元にございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の7ページに記載されていますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

7番 議案第2号14番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第2号14番の集積計画について、決定することに異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第2号14番の集積計画について決定いたします。

議長 次に事務局より、議案第2号15番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第2号15番を議案書をもとに朗読】

事務局 以上の計画要請の内容は、お手元にございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の8ページに記載されていますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

15番 議案第2号15番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第2号15番の集積計画について、決定することに異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第2号15番の集積計画について決定いたします。

議長 次に事務局より、議案第2号16番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第2号16番を議案書をもとに朗読】

事務局 以上の計画要請の内容は、お手元にございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の8ページに記載されていますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

16番 議案第2号16番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第2号16番の集積計画について、決定することに異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第2号16番の集積計画について決定いたします。

議長 次に事務局より、議案第2号17番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第2号17番を議案書をもとに朗読】

事務局 以上の計画要請の内容は、お手元にごございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の9ページに記載されていますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

9番 議案第2号17番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第2号17番の集積計画について、決定することに異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第2号17番の集積計画について決定といたします。

議長 次に事務局より、議案第2号18番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第2号18番を議案書をもとに朗読】

事務局 以上の計画要請の内容は、お手元にごございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の9ページに記載されていますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

9番 議案第2号18番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第2号18番の集積計画について、決定することに異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第2号18番の集積計画について決定といたします。

議長 ここで事務局より追加議案の申出がありましたので、許可します。
議案第2号19番について議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第2号19番の議案書をご覧下さい。議案書をもとに説明します。

事務局 【議案第2号19番を議案書をもとに朗読】

事務局 以上の計画要請の内容は、お手元にごございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の10ページに記載されていますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

17番 議案第2号19番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第2号19番の集積計画について、決定することに異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第2号19番の集積計画について決定といたします。

議長 次に事務局より、議案第2号20番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第2号20番を議案書をもとに朗読】

事務局 以上の計画要請の内容は、お手元にごございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の10ページに記載されていますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

17番 議案第2号20番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第2号20番の集積計画について、決定することに異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第2号20番の集積計画について決定いたします。

議長 次に事務局より、議案第2号21番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第2号21番を議案書をもとに朗読】

事務局 以上の計画要請の内容は、お手元にごございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の11ページに記載されていますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

17番 議案第2号21番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第2号21番の集積計画について、決定することに異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第2号21番の集積計画について決定いたします。

議長 次に事務局より、議案第2号22番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第2号22番を議案書をもとに朗読】

事務局 以上の計画要請の内容は、お手元にごございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の11ページに記載されていますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

17番 議案第2号22番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第2号22番の集積計画について、決定することに異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第2号22番の集積計画について決定いたします。

議長	次に事務局より、議案第2号23番の議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局	【議案第2号23番を議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、お手元にごございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の12ページに記載されていますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
14番	議案第2号23番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第2号23番の集積計画について、決定することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第2号23番の集積計画について決定いたします。
議長	次に事務局より、議案第2号24番の議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局	【議案第2号24番を議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、お手元にごございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の12ページに記載されていますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
14番	議案第2号24番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第2号24番の集積計画について、決定することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第2号24番の集積計画について決定いたします。
議長	次に、議案第3号農業振興地域における農用地区域の変更等に係る意見についてを、議案といたします。 事務局より議案第3号1番の議案の朗読と説明をお願いします。
事務局	それでは、議案第3号の議案書をご覧下さい。農業振興地域における農用地区域の変更については5件です。議案書をもとに説明します。
事務局	【議案第3号1番を議案書をもとに朗読】
事務局	順位1番ですが編入の案件です。申請地は現在、牧草畑として利用されており、今後も農用地として利用することから、編入の願出が町にされ、町より意見を求められているものです。 昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を担当地区農業委員に行っていただき、農用地として適当であるとの意見をいただいております。このことから、農用地への編入について適当であると考えております。 以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
14番	議案第3号1番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第3号1番について、適当であるとの決定に異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第3号1番はこれを適当であると決定し、町長への意見といたします。

議長 次に、事務局より議案第3号2番の議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 【議案第3号2番を議案書をもとに朗読】

事務局 順位2番ですが除外の案件です。申請地に携帯電話の中継施設を新設する計画で、申請地は周辺の屋内での通話が可能となり、広い通話エリアが確保できる最適な場所を選定しております。また、最小限の面積での計画がたてられております。今後、中継施設の敷地として計画していることから、除外の願出が町にされ、町より意見を求められているものです。
昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を担当地区農業委員に行っていただき、周辺農地への影響を最小限に抑える計画であることから、適当であるとの意見をいただいております。このことから、除外について適当であると考えております。
以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

8番 議案第3号2番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第3号2番について、適当であるとの決定に異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第3号2番はこれを適当であると決定し、町長への意見といたします。

議長 次に、事務局より議案第3号3番の議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 【議案第3号3番を議案書をもとに朗読】

事務局 順位3番ですが、太陽光発電所の設置に伴う除外の案件です。事業計画地は、用地選定調査の結果、日射条件が比較的良く平坦であり、接続可能な配電線の隣接地である最適地が選定されております。また、この地区において他の候補地は、土地形状や配電線の条件が悪く、一番条件の良かった本計画地が選定されております。
事業計画地の現況地目は雑種地ですが、農用地区域内のため除外の届出が町にされまして、町より意見を求められているものです。
昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を担当地区農業委員に行っていただき、除外について適当である旨の意見をいただいております。
以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

21番 議案第3号3番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第3号3番について、適当であるとの決定に異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第3号3番はこれを適当であると決定し、町長への意見といたします。

議長	次に事務局より、議案第3号4番の議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局	【議案第3号4番を議案書をもとに朗読】
事務局	<p>順位4番ですが、現在の住宅が手狭となったため農家住宅を建築するものです。事業計画地は、営農管理上最適な場所が選定されています。農家住宅のため農用地区域内からの除外の届出が町にされまして、町より意見を求められているものです。</p> <p>なお当案件は、議案第1号2番で審議いただきました、農地法第5条転用に関連しており、農用地区域内からの除外も5条転用許可要件の1つとなっております。</p> <p>昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を担当地区農業委員に行っていたき、計画面積は、内容からみても過大なものではなく必要な面積であり、除外について適当である旨の意見をいただいております。</p> <p>以上で議案の朗読と説明を終わります。</p>
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
23番	議案第3号4番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第3号4番について、適当であるとの決定に異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第3号4番はこれを適当であると決定し、町長への意見といたします。
議長	次に、事務局より議案第3号5番の議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局	【議案第3号5番を議案書をもとに朗読】
事務局	<p>順位5番ですが、農家住宅を第1種農地に設置せざるを得ない場合、農業振興地域整備計画のマスタープラン(農用地利用計画以外の計画)の変更が必要となるため町へ届出がされて、町より意見を求められているものです。</p> <p>昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を地区担当農業委員に行っていたき、過大な面積転用では無いなど、マスタープランの変更について適当である旨の意見をいただいております。</p> <p>以上で議案の朗読と説明を終わります。</p>
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
23番	議案第3号5番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第3号5番について、適当であるとの決定に異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第3号5番はこれを適当であると決定し、町長への意見といたします。
議長	次に、議案第4号現況証明下附願いに対する発給についてを、議案といたします。事務局より議案第4号1番の議案の朗読と説明をお願いします。
事務局	それでは、議案第4号の議案書をご覧下さい。現況証明下附願いに対する発給については3件です。議案書をもとに説明します。
事務局	【議案第4号1番を議案書をもとに朗読】

事務局 順位1番ですが、申請地は排水路と宅地に隣接した一部は農業用施設が点在している土地です。また、他も雨が降ると水が溜まりやすい部分が多くあり、地質も砂利が多いため機械作業が困難で、原野化している状況です。この度、土地を処分するため証明願いが出されたものです。昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を、地区担当農業委員に行っていただき、今後、肥培管理が困難で営農作付けする見込みがないことから、非農地である旨の意見をいただいております。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

21番 議案第4号1番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第4号1番については、現況証明を発給することと決定してよろしいですか。(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第4号1番については現況証明を発給することと決定いたします。

議長 次に事務局より、議案第4号2番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第4号2番を議案書をもとに朗読】

事務局 順位2番ですが、申請地は周囲を道路と宅地に囲まれた宅地化が進んでいる中にある、少し傾斜のある土地です。この度、土地を処分するため証明願いが出されたものです。昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を、地区担当農業委員に行っていただき、今後、営農作付けする見込みがないことから、非農地である旨の意見をいただいております。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

4番 議案第4号2番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第4号2番については、現況証明を発給することと決定してよろしいですか。(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第4号2番については現況証明を発給することと決定いたします。

議長 次に事務局より、議案第4号3番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第4号3番を議案書をもとに朗読】

事務局 順位3番ですが、申請地は山の上に広がる土地です。傾斜があり肥培管理が非常に困難な状況となり、地目整理し山林に戻すために証明願いが出されました。昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を、地区担当農業委員に行っていただき、今後、営農作付けする見込みがないこと、肥培管理が困難で原野化していることから、非農地である旨の意見をいただいております。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

8番 議案第4号3番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第4号3番については、現況証明を発給することと決定してよろしいですか。(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第4号3番については現況証明を発給することと決定いたします。

議長	ここで事務局より追加議案の申出がありましたので、許可します。 議案第4号4番について議案の朗読と説明をお願いします。
事務局	それでは、議案第4号4番の議案書をご覧ください。議案書をもとに説明します。
事務局	【議案第4号4番を議案書をもとに朗読】
事務局	順位4番ですが、申請地は湿気が高くぬかるむ生産性の低い農地です。以前から、良好な農地にするために農地改良の準備を進めてきた訳ですが、盛土用の土を公共事業で出る捨土を使用する計画をたてられました。しかし、この盛土用の土がなかなか手配できず、その間、先に大型車の通路用として砂利を敷いて通路を造成し、奥に盛土するための通路用として、一時的に砂利を堆積しながら、公共事業で出る土を待っている状況でした。 農地改良の期限が過ぎたため、地権者及び業者に状況確認したところ、地権者は何年経過しても農地改良し、農地としての利用を望んでおります。しかし、農地改良は一時的なものであり、何年も砂利を堆積しておける訳がありません。業者に対しても、速やかに農地改良を進めるよう話しましたが、土の手配がすぐに付かないなどの理由でなかなか進まない状況であります。一つの方法として、農地改良が終了するまでは非農地として管理し、農地改良が終了したのち農地に戻してはどうか。さまざまなご意見を出していただき、ご審議いただきたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。
議長	これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。
5番	農地改良の届出が出されたあとに、すぐに大型車用の通路のためとはいえ、砂利を必要以上に堆積していたと見てとれたので、この状態のまま現況証明を認めることはできないと考える。
18番	農地改良の期限があった訳だから、認める訳にはいかないと考える。参考までに、期限はいつまでだったのか。
事務局	砂利を堆積したのは、昨年の春頃と事務局では認識していて、昨年の5月頃に当事者に確認をとり、農地改良をしますとの前提のもとに、今年の3月までの農地改良届が出されました。
18番	この案件を認めてしまうと、今後同様に砂利置場として地目変更の申出が頻発することが懸念される。非農地になったら、ますます砂利等を置くのではないかと心配される。農地を守る農業委員会としては、地目変更ではなく、今の状況を改善するよう指導していく必要がある。
9番	私は届出が出る前に砂利が置かれていたのを見ているし、その時から農地改良用の砂利の置き方には見えなかった。地権者が農地改良をしたいのであればすぐに進めてもらい、必要のない砂利は撤去するよう指導が必要である。
20番	私も、現況証明を認めるのではなく、地権者が農地改良をしたいということであれば、それを速やかに進めてもらい、できないのであれば、やはり堆積した砂利を撤去してもらおうよう指導すべきではないかと考える。
議長	多くのご意見を出していただき、ありがとうございました。 それでは、採決いたします。議案第4号4番について、現況証明を発給することに賛成の方は挙手願います。 (賛成 0人)
議長	次に、議案第4号4番について、現況証明を発給することに反対の方は挙手願います。 (反対 22人)
議長	反対多数ですので、議案第4号4番については、現況証明を発給しないことと決定いたします。なお、申請人に対して現在の状況を速やかに改善するよう強く指導するものとします。

<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>事務局</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>17番</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>ここで事務局より追加議案の申出がありましたので、許可します。議案第5号農地法第3条の規定による許可申請についてを、議題といたします。 事務局より議案第5号1番の議案の朗読と説明をお願いいたします。</p> <p>それでは、追加議案について説明いたします。議案第5号の議案書をご覧ください。</p> <p>【議案第5号1番を議案書をもとに朗読】</p> <p>以上の申請の内容は、お手元にご置きます別添農地法第3条調査書の1ページに記載されており、経営面積、従事日数など、農地法第3条第2項の各号には該当しておらず、各要件を満たしていると考えます。</p> <p>ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。</p> <p>議案第5号1番については、事務局の説明のとおりです。</p> <p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。 (質問、意見なし)</p> <p>採決いたします。議案第5号1番について、これを許可相当と決定することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)</p> <p>賛成多数ですので、議案第5号1番はこれを許可相当と決定いたします。</p>
<p>議長</p> <p>議長</p>	<p>その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。 (発言なし)</p> <p>よろしいですか。それでは、以上をもちまして、新ひだか町農業委員会第33回総会を閉会いたします。 (終了時刻 午後5時31分)</p> <p>以上のとおり、会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。</p> <p>平成30年6月14日(議事録調整日 平成30年7月8日)</p> <p style="text-align: center;">新ひだか町農業委員会会長</p> <p style="text-align: center;">議 事 録 署 名 委 員</p> <p style="text-align: center;">議 事 録 署 名 委 員</p>